

報告・調査・情報公表の計画的実施

- 全国10万以上の事業所の報告・調査・情報公表を円滑に実施
(介護報酬収入年額100万円を超える事業所が対象)

→ 毎年、都道府県ごとに計画を定めて実施

《計画で定める主な事項》

- 1 計画の基準日
- 2 計画の期間
- 3 報告対象事業所の名称
- 4 報告の提出先及び期限
- 5 調査月
- 6 指定調査機関の名称
- 7 情報公表月
- 8 その他

基本情報の主な項目

- 1 運営法人等の概要
- 2 事業所・施設の概要
- 3 従業者の状況
- 4 介護サービスの内容
- 5 利用料
- 6 都道府県知事が必要と認める事項

「基本情報」の概要

(介護老人福祉施設の例)

事項	主な内容
運営法人関係	法人名・種類、所在地、連絡先、代表者名、設立日、他に実施する介護サービス
施設関係	施設名、所在地、連絡先、指定番号、管理者名・職名、指定日、交通手段
従業者関係	職種別(常勤・非常勤別)人数、勤務時間、資格、従業者1人当たり利用者数、夜勤体制、嘱託医、従業者の業務経験年数、健康診断実施状況等
サービス内容関係	運営方針、介護報酬加算サービス、提供実績、施設・設備状況、苦情窓口、損害賠償、特色等
利用料金関係	食費、居住費、特別居室費、特別食費、理美容代、日常生活費等

施設からの「基本情報」の報告例

(施設に関する事項)

(介護サービスの内容に関する事項)

施設の名称	介護老人福祉施設 〇〇〇〇	重度化対応(介護報酬の加算)の有無	なし	あり
施設の所在地	〒123-4567 〇〇県〇〇市△△町8-9-0	栄養マネジメントの実施(介護報酬の加算)の有無	なし	あり
施設の連絡先	電話 000-000-0000 FAX 999-999-9999	看取り介護の実施(介護報酬の加算)の有無	なし	あり

(従業者に関する事項)

(利用料等に関する事項)

実人数	常勤		非常勤	
	専従	非専従	専従	非専従
医師	0	0	1	0
生活相談員	1	0	0	0
看護職員	5	0	1	0
介護職員	12	0	3	1

食事に要する費用の額及びその算定方法	1食あたり〇〇〇円。 (□□〇〇円+△△〇〇円)
居住に要する費用の額及びその算定方法	1日あたり〇〇〇円。 (□□〇〇円+△△〇〇円)

調査情報の主な項目

1 介護サービスの内容

- ① 契約内容、介護サービス計画内容等の説明の有無
- ② 介護サービス提供マニュアル、実施記録等の整備の有無
- ③ 相談、苦情等対応の取組の有無
- ④ 介護サービス提供内容の評価、見直し等の取組の有無
- ⑤ 地域住民、ボランティアの受入れ等外部との連携の有無

2 事業所・施設の運営状況

- ① 事業計画等の策定・開示、業務改善会議等の取組の有無
- ② 業務分担の明確化、相談指導体制の確保等の取組の有無
- ③ 安全管理・衛生管理の取組の有無
- ④ 情報管理、個人情報保護等の取組の有無
- ⑤ 計画的な従業者研修、利用者意向を踏まえた運営改善等の取組の有無

調査事務の方法①

- 調査員2名以上
(1名はサービスに関する知識を予め有する者)
- 事業所を訪問し、代表者との面接調査

【面接調査の方法】

- 報告日現在 及び 報告日前1年間の調査
- 報告された事項のみを調査
- 事業者が提示する情報の事実の有無を確認
(注) 良し悪しの評価はしない
 - ※ 事業者自らの公表が前提
 - ※ 利用者自身の評価力の育成
 - ※ 評価は、人(主観)により異なる
- サービス提供記録等は、原本を1件以上確認
 - ※ 事業者は、1件で他の日常的な取組を説明
 - ※ 一定の確認基準は評価につながる

調査事務の方法②

- 資料は、紙、電子媒体は問わない
- マニュアル、記録等の具体名は問わない
- 事業計画等は、法人全体のもので可
- 研修会等の記録は、題目、日時、出席者、概要等を確認
- 研修は、外部研修への参加でも可

【調査の終了】

- 調査は、調査結果についての同意を得て終了
 - ・調査結果に事実誤認がないこと
 - ・調査結果がそのまま公表されること

「調査情報」の報告及び調査結果の例

【大項目Ⅰ】介護サービスの内容に関する事項

中項目	小項目	確認事項	確認のための材料	報告	調査
利用者本位のサービスの質の確保のために講じている措置	認知症の利用者に対するサービスの質の確保のための取組の状況	認知症の利用者への対応及び認知症ケアの質を確保するための取組の状況	認知症の利用者への対応及び認知症ケアに関するマニュアル等がある。	あり	あり
				なし	なし

【大項目Ⅱ】介護サービスを提供する事業所の運営状況に関する事項

中項目	小項目	確認事項	確認のための材料	報告	調査
①適切な事業運営の確保のために講じている措置	計画的な事業運営のための取組の状況	事業計画を毎年度作成している。	毎年度の経営、運営方針等が記載されている事業計画又は年次計画がある。	あり	あり
				なし	なし

調査しない

情報公表システムの概要

003
介護サービス情報公表システム

介護サービス情報公表システム
介護サービス情報公表システム

介護サービス情報公表システム

介護サービス情報公表システム	介護サービス情報公表システム
介護サービス情報公表システム	介護サービス情報公表システム

介護サービス情報公表システム	介護サービス情報公表システム
介護サービス情報公表システム	介護サービス情報公表システム

介護サービス情報公表システム	介護サービス情報公表システム
介護サービス情報公表システム	介護サービス情報公表システム

介護サービス情報公表システム

【基本機能】

- ・介護サービス・住所一覧からの検索
- ・複数事業所の比較
- ・高齢者や視覚障害者の方に配慮した設計
(拡大文字、音声読上)
- ・専門的な用語の説明

情報公表システムの比較機能

介護サービス情報公表システム

介護サービス情報公表システム

介護サービス情報公表システム

介護サービス情報公表システム	介護サービス情報公表システム	介護サービス情報公表システム
介護サービス情報公表システム	介護サービス情報公表システム	介護サービス情報公表システム

介護サービス情報公表システム

調査事務・情報公表事務の手数料

- 手数料は事業者負担
事業者が、利用者の選択に資する情報を公表し、より適切な事業者が選ばれることを支援 → 事業者の受益
- 都道府県条例で定める
 - ・各都道府県の調査体制、地理的条件等を踏まえて算定
 - ・議会議決等
- 国はガイドラインを提示
介護保険制度に基づく全国共通の制度

介護サービス情報の公表制度の 施行状況について

指定情報公表センター・指定調査機関の指定状況

(平成18年11月8日現在)

指定情報公表センター

都道府県直営	7	15%
社会福祉協議会	27	57%
財団法人	4	9%
社団法人	2	4%
NPO法人	1	2%
国保連合会	6	13%
合 計	47	100%

指定調査機関

都道府県直営	0	0%
社会福祉協議会	36	14%
社会福祉法人	5	2%
財団法人	13	5%
社団法人	22	8%
NPO法人	94	36%
国保連合会	2	1%
有限会社	32	12%
株式会社	55	21%
その他	5	2%
合 計	264	100%

都道府県の事務の計画状況

(平成18年11月8日現在)

調査事務計画の終了月

終了計画月	都道府県数
平成19年1月末	1
平成19年2月末	10
平成19年3月末	34
平成19年5月末	2

情報公表事務計画の終了月

終了計画月	都道府県数
平成19年2月末	1
平成19年3月末	38
平成19年4月末	4
平成19年5月末	2
平成19年6月末	2

調査員の登録状況
(平成18年11月8日現在)

情報公表対象事業所数
(平成18年11月8日現在)

あらかじめ 知識を 有する 調査員	常勤	597	65%	13%	訪問介護	23,426
	非常勤	4,150		87%	訪問入浴介護	2,369
	計	4,747		100%	訪問看護	6,761
その他の 調査員	常勤	300	35%	12%	通所介護	17,841
	非常勤	2,292		88%	特定施設 入居者生活介護	1,563
	計	2,592		100%	福祉用具貸与	6,183
合 計	常勤	897	100%	12%	居宅介護支援	26,282
	非常勤	6,442		88%	介護老人福祉施設	5,594
	計	7,339		100%	介護老人保健施設	3,511
					合 計	93,530

調査事務・情報公表事務の手数料

- 手数料は事業者負担
 - ・事業者が、利用者の選択に資する情報を公表
 - ・より適切な事業者が選ばれることを支援
 - 事業者の受益
- 都道府県条例で定める
 - ・各都道府県の調査体制、地理的条件等を踏まえて算定
 - ・議会議決等
 (設定状況(全国平均))
 調査事務手数料 42,041円 情報公表事務手数料 12,860円
 (合計 54,901円)
- 国はガイドラインを提示
 - 介護保険制度に基づく全国共通の制度

調査事務の目的・留意点

(調査事務の目的)

事業者が公表しようとする情報のうち、利用者自らの事実確認が困難な情報について、利用者保護等の観点から、当該情報の根拠となる事実を確認するために行うもの。

(調査事務の留意点)

- 事業者が提示する確認のための材料の事実の有無を確認
 - 当該材料の内容の良し悪しの評価、改善指導等を行わない
 - ※ 事業者自らの情報公表が前提
 - ※ 評価は、事業者、調査員、利用者それぞれの主観により異なる
(最終的な判断・評価は利用者がそれぞれに行うもの)

- 事業者が提示する確認のための材料を1件以上確認
 - 事業者は、当該確認のための材料で、当該1件以外の日常的な取組みを説明する仕組みであり、日常的な取組みの中での個別事情に応じた例外的な取組みを、確認のための材料の調査で評価できない

「介護サービス情報の公表」制度の活用状況

1 利用者の活用状況

平成18年度末前後に、各都道府県の初年度の公表情報が出揃うので、利用者への制度の普及啓発に努めているところ。

2 事業者の活用状況

公表情報の作成、調査情報の調査等を通じて、介護サービスの質の確保のための取組みに活用できるとの声が寄せられている。

制度施行後、何が起きたか①

(調査事務)

- 事実確認調査に対する誤解
 - ・事業所の取り組みを評価してくれない
 - ・改善点を教えてくれない

(対応)制度の趣旨・目的・手法の理解の促進

- ・指導監査と共通化できないか
- ・第三者評価の方が役に立つ

(対応)それぞれの目的に応じて適切に実施し、サービスの質の向上に重層的に取り組む

制度施行後、何が起きたか②

(調査事務)

- 事実確認調査に対する誤解
 - ・マニュアルや記録を求める調査に意味はない

(対応)無形の対人サービスを複数の従業者が提供するに当たり、マニュアルによる標準化、記録による情報の共有は重要

- 事実確認調査に対する苦情
 - ・資料要求された
 - ・指導、評価された
 - ・調査員により結果が異なる

(対応)調査員に対する研修、指導の徹底

制度施行後、何が起こったか③

(情報公表事務)

- 公表情報に対する誤解(過大な期待)
 - ・利用者が欲しがる情報とは思えない
 - ・「あり」・「なし」で利用者は判断できない
 - ・情報量が多く内容を読み込むことが困難

(対応)利用者は、基礎的な情報を事業所の絞り込みに活用

(注) 最終的な判断、決定は利用者が他の情報と併せ自ら行う

(対応)「あり」・「なし」は、主観を交えない判断のための情報

(対応)家族、ケアマネ等と相談しながら比較検討・選択

制度施行後、何が起こったか④

(手数料)

- 実態
 - ・全国平均5万5千円
 - ・調査事務は2～6時間程度?
 - ・公表情報入力事務の簡素化?
- 妥当性に対する意見、苦情等

(対応)運営状況(収支等)の公表

(対応)必用に応じた手数料条例の見直し

より良い情報公表制度の実現に向けて

- 1 制度の理解促進
- 2 早期全面施行への積極的な取組み
- 3 協力・協働(共につくる情報公表)

